30練福介第4587号

平成30年11月19日

区内指定居宅介護支援事業所　管理者　各位

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 練馬区高齢施策担当部

介護保険課長　伊藤　安人

　　　　　　　　　　　（公印省略）

平成30年度報酬改定に伴う指定居宅介護支援の運営に係る減算要件の追加について（通知）

日頃より介護保険事業にご理解ご協力いただきましてありがとうございます。

標記の件について、平成30年度報酬改定による指定居宅介護支援の改定内容を改めて、お知らせいたします。運営基準減算に係る改正内容となるため、指定居宅介護支援事業所の管理者様におかれましては、下記ならびに基準省令および解釈通知等を再度ご確認いただき、基準遵守に努めるようお願いいたします。

１　改正内容

指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、下記の２点を利用申込者またはその家族に対し、理解が得られるよう、文書の交付に加えて口頭での説明を懇切丁寧に行うとともに、それを理解したことについて必ず利用申込者から署名を得なければなりません。

(1) 居宅サービス計画の作成に当たって利用者から介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることが可能であること。

(2) 居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることが可能であること。

２　当該規定を遵守していない場合

契約月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算となります。

３　留意点

平成 30 年４月以前から契約を結んでいる利用者については、次のケアプラン見直し時に説明を行うことが望ましいとされています。

４　根拠法令等

(1)「練馬区指定居宅介護支援等の事業の人員および運営等の基準に関する条例（平成30年練馬区条例第20号）」および「練馬区指定居宅介護支援等の事業の人員および運営の基準に関する条例実施指針（平成30年３月30日29練福介第7358号）」(抜粋)(別紙１)

(2)「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について」（別紙２）

(3)「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」（抜粋）（別紙３）

(4) 介護保険最新情報Vol.629「平成３０年度介護報酬改定に関するＱ＆Ａ（Vol.1）（問131【居宅介護支援】契約時の説明について　Ｐ73～74）（別紙４）

＜問い合わせ先＞

練馬区高齢施策担当部介護保険課

事業者指導係

電話　０３－５９８４－４５８９（直通）

給付係

電話　０３－５９８４－４５９１（直通）